



マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

本年1月から、下表のとおり、社会保障・税などに関する手続きをする際には、マイナンバーの記載が必要となります。

なお、これらの手続きの際には、本人確認として「番号確認」と「身元確認」を行います。

## 市の窓口でマイナンバーが必要な手続き

	内容	問い合わせ先
社会保障分野	・児童手当に関する申請 ・児童扶養手当に関する申請	子育て課子ども支援係 ☎ (22) 2111 (内線 356)
	・母子保健に関する申請	健康づくり課母子保健係 ☎ (22) 2111 (内線 388)
	・介護保険に関する申請	高齢者支援課介護保険係 ☎ (22) 2111 (内線 365)
	・生活保護に関する申請 ・障がい福祉サービスに関する申請 ・国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する申請	福祉課厚生保護係 ☎ (22) 2111 (内線 255) 福祉課障がい福祉係 ☎ (22) 2111 (内線 295) 福祉課国保医療係 ☎ (22) 2111 (内線 296、304)
税分野	・償却資産の申告 ・新築住宅に対する固定資産税減額に関する申請 ・軽自動車税などの各種減免申請	税務課課税係 ☎ (22) 2111 (内線 225) 税務課資産係 ☎ (22) 2111 (内線 226) 税務課収納係 ☎ (22) 2111 (内線 227)

### 番号確認・身元確認に必要なもの



個人番号カード

※個人番号カードは顔写真があるので番号確認と身元確認が、カード1枚で可能です。

### または



通知カードまたは、住民票（マイナンバー入り）のいずれか1点



運転免許証、パスポートなどのいずれか1点

※市民税・県民税の申告には、平成29年2月申告時（平成28年分所得）からマイナンバーの記載が必要になります。

## 入札

### 建設工事等の入札参加資格 審査（中間審査）受け付け

平成28年度に市が発注する建設工事または設計・測量などのコンサルタント業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録を希望される方は、資格審査申請書を提出してください。

今回の受け付けは、中間審査となりますので、既に平成27・28年度参加資格者名簿に登録されている方は申請の必要はありません。

#### 登録内容

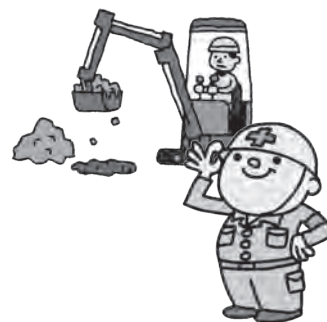
#### ○建設工事

建設業法による建設業の許可がある方  
※一定規模以下の工事のみ受注を希望の場合には、建設業の許可は不要です。

#### ○測量、建設コンサルタント等業務委託

営業に関し、法律上必要な許可・登録を受けている方

登録期間 4月1日～平成29年3月31日



#### 受付期間

2月1日(月)～29日(月) (郵送可)

※なお、物品等競争入札（見積り）参加資格申請は、随時受け付けています。

#### その他

申請に必要な書類など詳細については、市公式ホームページをご覧ください。

市公式ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/>

問い合わせ・申請先

財政課管財係  
☎ 22111 (内線 222)

## 固定資産税

### 固定資産の異動届を忘れずに

固定資産税・都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

「山林から雑種地へ」など、現況の地目を変更された場合は、土地の地目変更届を提出してください。

たは家屋の異動については、平成29年度からの課税対象となります。

※申告書・届出は、2月1日(月)までに税務課へ提出してください。

※償却資産の申告書以外の用紙は、市の公式ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

## 家屋滅失届

平成27年中に家屋を取り壊した方は、家屋滅失届を提出してください。なお、家屋滅失届を提出すると、取り壊した家屋には次年度から固定資産税は課税されません。

## 住宅用地異動申告書

## 土地の地目変更届

平成27年中に「田から畑へ」



事務所を住宅へ改築するなど用途変更された方や、新しく家屋を新・増築し、宅地の利用状況などに異動があった方は、住宅用地異動申告書を提出してください。

なお、1月2日以降の土地ま

市公式ホームページ  
<http://www.city.nakano.nagano.jp/>

問い合わせ先  
 税務課資産係  
 ☎(22)2111 (内線226)  
 ☎(38)3111 (内線122)

## 税金

### 給与支払者(事業者)の皆さんへ 給与支払報告書の早期提出にご協力ください

平成27年中に給料、賃金、賞与などの支払いを行った会社や個人などの給与支払者は、地方税法に基づき、原則として、従業員が平成28年1月1日現在居住する市区町村長あてに「給与支払報告書」を提出することとされています。

は2月1日(月)です。1月中旬の早期提出にご協力をお願いします。

また、給与支払報告書の提出の際には、個人住民税を特別徴収できる方と、退職などの理由で特別徴収できない方(普通徴収)を仕切り紙な

どで区分してください。

※個人住民税の特別徴収制度については、広報なかの平成27年10月号の14ページをご覧ください。



問い合わせ先  
 税務課課税係  
 ☎(22)2111 (内線225)

## 子育て

### 中野市ファミリー・サポート・センター



子育ての「援助を受けた方」と「援助を行いたい方」が会員となり、仕事や冠婚葬祭など子どもの世話が得意な際に、会員間で子育ての手助けをする中野市ファミリー・サポート・センター事業を行っています。

○登録先  
 (次のいずれかの場所)

- ・北部子育て支援センター
- ・中央子育て支援センター
- ・豊田子育て支援センター

○利用手順

- ①依頼会員は、子どもを預けたい日時・内容を子育て課に連絡する。
- ②子育て課は、提供会員と連絡調整し、援助活動の依頼をする。
- ③依頼会員と提供会員の間で、事前に打ち合わせを行った後、援助活動を行う。
- ④料金は依頼会員が提供会員に直接支払う。

○援助活動の内容

- ・保育施設などへの子どもの送迎
- ・日曜、祝日に子どもを預かる
- ・保育施設の開始前、終了後に子どもを預かる
- ・外出、冠婚葬祭、通院時などに子どもを預かる

○登録について

中野市ファミリー・サポート・センターを利用するためには、事前に会員登録が必要です。

○その他

- ・1時間当たりの利用料金(年齢は4月1日現在)
- ・3歳未満700円
- ・3歳以上600円

○その他

万が一の事故に備え、市で保険に加入しています。

※ご依頼の日時などにより、ご希望に沿えない場合があります。

問い合わせ・申し込み先  
 子育て課子ども支援係  
 ☎(22)2111 (内線356)